

大阪市民共済生活協同組合公告第1号

大阪市民共済生活協同組合定款第78条及び第79条の規定により、令和6年度剰余金の一部を、火災共済事業の利用分量に応じて、次のとおり組合員に割り戻します。

記

- 1 割戻し額 161,000,000円
(令和6年度末における火災共済有効契約にかかる掛金額の34%相当額。ただし、10円未満は切り捨てる。)
- 2 割戻しを受ける組合員 令和7年3月31日現在において火災共済事業を利用しており、令和7年6月23日(総代会開催当日)現在組合員である者。
- 3 割戻しの時期及び方法 (1) 上記1割戻し額のうち、30%相当額は令和7年10月満期以降の火災共済契約更新時に共済掛金額に充当して割り戻します。火災共済契約を更新しない場合は、申し出により返金します。
(2) 上記1割戻し額のうち、4%相当額は当該組合員の出資金に振り替えます。なお、振り替えを希望しない場合は、令和7年7月31日までに申し出てください。
- 4 割戻し期限 上記3割戻しの時期及び方法の(1)にかかる割戻期限は、令和9年3月31日までとします。

令和7年6月24日

大阪市民共済生活協同組合

理事長 林 浩一